



(号外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕

- 学校教育法施行規則及び学位規則の一部を改正する省令(文部科学一〇)
- 文化財保護法の規定による処分等に関する聴聞、意見の聴取及び不服申立規則の一部を改正する省令(同一)
- 文部科学省組織規則の一部を改正する省令(同一二)
- 国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令(同一三)
- 科学技術・学術政策研究所組織規則の一部を改正する省令(同一四)
- 文部科学省定員規則の一部を改正する省令(同一五)
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令(厚生労働四九)
- 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部を改正する省令(同一〇)
- 児童福祉法施行規則及び厚生労働省組織規則の一部を改正する省令(同一一)
- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(経済産業四九)

- 電気事業会計規則等の一部を改正する省令(同一〇)
- 一般電気事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令の一部を改正する省令(同一一)
- 電源線に係る費用に関する省令の一部を改正する省令(同一二)
- 濁水準備引当金に関する省令(同一三)
- 電気使用制限等規則の一部を改正する省令(同一四)
- 広域的運営推進機関に関する省令の一部を改正する省令(同一五)
- エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同一六)
- 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(環境五)

〔規則〕

- 計算証明規則の一部を改正する規則(会計検査院一)
- 会計検査院法施行規則の一部を改正する規則(同一二)

〔告示〕

- 個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件(財務八四)
- 株式会社日本政策金融公庫法第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、同法第二十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払その他の条件を定める件の一部を改正する件(財務・農林水産・経済産業二)

- 学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示(文部科学六二)
- 高等学校の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学習することができるもの(同六三)
- 特別支援学校の高等部の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学習することができるもの(同六四)
- 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する件(厚生労働一一五)
- 特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件(同一一六)
- 特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件(同一一七)
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件(同一一八)
- 蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針の一部を改正する件(同一一九)
- 商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界的所有権機関の国際事務局から通知された欧州航空安全局の標章を指定した件(経済産業七八)
- 商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界的所有権機関の国際事務局から通知されたアフリカ大陸多様性トラストの標章を指定した件(同七九)

- 商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界的所有権機関の国際事務局から通知されたアフリカ大陸所有権機関の標章を指定した件(同八〇)
- 商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界的所有権機関の国際事務局から通知された東カリブ諸国機構の標章を指定した件(同八一)
- 商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界的所有権機関の国際事務局から通知された欧州不正対策局の標章を指定した件(同八二)
- 商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界的所有権機関の国際事務局から通知された新開発銀行の標章を指定した件(同八三)
- 商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界的所有権機関の国際事務局から通知されたイスラム開発銀行の標章を指定した件(同八四)
- 商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界的所有権機関の国際事務局から通知された国際イスラム貿易金融公社の標章を指定した件(同八五)
- 商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界的所有権機関の国際事務局から通知されたカナダの紋章を指定した件(同八六)
- 商標法第四条第一項第二号の規定に基づきオーストラリア連邦の紋章を指定する件を廃止する件(同八七)
- 商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界的所有権機関の国際事務局から通知された国際電気通信衛星機構の標章を指定した件(同八八)
- 商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界的所有権機関の国際事務局から通知されたアフリカ広域的財産機関の標章を指定した件(同八九)

(以下次のページへ続く)

○文部科学省令第十四号

文部科学省組織令(平成十二年政令第二百五十一号)第八十二条第二項の規定に基づき、科学技術・学術政策研究所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

文部科学大臣 馳 浩

科学技術・学術政策研究所組織規則の一部を改正する省令

科学技術・学術政策研究所組織規則(昭和六十三年総理府令第三十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「科学技術動向研究センター」を「科学技術予測センター」に、「調査研究グループ三」を「調査研究グループ二」に改める。

第八条の見出し中「科学技術動向研究センター」を「科学技術予測センター」に改め、同条を次のように改める。

第八条 科学技術予測センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一 科学技術の将来の予測その他の科学技術に関する研究の動向の調査及び研究を行うこと(研究グループの所掌に属するものを除く)。

二 科学技術が経済社会及び国民生活に及ぼす影響の予測その他の科学技術の影響の調査及び研究を行うこと(研究グループの所掌に属するものを除く)。

第十条第一号、第十一条第一項及び第二項並びに第十二条第二項中「科学技術動向研究センター」を「科学技術予測センター」に改める。

附則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○文部科学省令第十五号

行政機関職員定員令(昭和四十四年政令第二百二十一号)第二条第二項の規定に基づき、文部科学省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

文部科学大臣 馳 浩

文部科学省定員規則の一部を改正する省令

文部科学省定員規則(平成十三年文部科学省令第十七号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(定員の特例)

4 第一条の規定にかかわらず、文部科学省の本省の定員は、平成二十八年四月一日から同年九月三十日までの間においては、一、七九一人(うち、一人は、特別職の職員の定員とする。)とする。

附則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十九号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第十一条第一項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中第二十一号を第二十二号とし、第六号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 ジカウイルス感染症

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第五十号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第九十二号)第三十五条第一項の規定に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部を改正する省令

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則(平成十六年厚生労働省令第五十一号)を次のように改正する。

第四十五条中「二月」を「三月」に改める。

第四十七条中「送付するもの」とし、必要があると認められた場合には「送付し」に改め、「機構に對し」を削り、「ことが出来る」を「ものとする」に改める。

附則

1 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の副作用救済給付若しくは感染救済給付の支給の決定又は拠出金の算定についての審査の申立てであつて、この省令の施行前にされた同機構の当該決定又はこの省令の施行前にされた同機構の当該算定に係るものについては、なお従前の例による。

○厚生労働省令第五十一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第五十一号)の一部の施行に伴い、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第五十九条の八、厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第十九条第四項、児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第五条第一項及び第四十七条並びに厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)第五百五十三条第二項の規定に基づき、児童福祉法施行規則及び厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

児童福祉法施行規則及び厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

第一条 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項中「地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という。)」を「都道府県知事」に改め、同条第三項中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改める。

第六条の八第四項の表令第五条第三項及び第四項の項を次のように改める。

令第五条第三項から第五項まで及び第七項

指定保育士養成施設

指定養成施設

第六条の八第四項の表令第五条第五項の項及び令第五条第七項の項を削る。

第四十九条の八第一項中「第四号、第五号から第八号まで及び第九号に掲げる権限を」を削り、同項第一号から第三号までを削り、同項第四号を同項第一号とし、同項第五号から同項第九号までを三号ずつ繰り上げ、同項第十号及び同条第二項を削る。

第二号様式表中「地方厚生(支)局長」を「都道府県知事」に改め、同様式表中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第二の二の3の(1)を次のように改める。

(1) 研修内容は、各特例フイリピン人介護福祉士候補者の特性に応じて、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される介護福祉士国家試験の合格を目指すものとし、介護研修改善計画として、当該研修内容を実施するとともに、協定指針第二の二の4の(1)の介護研修計画に対する評価を踏まえた改善内容について明らかにしたものが作成されていること。

第二の二の3の(2)を削り、同(3)中「介護研修改善計画」を「(1)の介護研修改善計画」に改め、同(3)を同(2)とし、同(4)を同(3)とする。

第二の二の4中「(1)の(1)及び同(3)において準用する場合を含む。」を「(1)の(1)に改める。第四の二中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「受けようとする者」を「受けようとするもの」に、「第二の二の1の(1)の口及びハ」(同(2)から同(4)まで)において準用する場合を含む。」を「第二の二の1の(2)及び(3)」に、「同3の(1)から(3)まで」を「同3の(1)及び(2)」に改める。

第四の二中「特例フイリピン人介護士候補者」を「特例フイリピン人介護福祉士候補者」に、「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「受けようとする者」を「受けようとするもの」に、「第二の二の1の(1)の口及びハ」(同(2)及び同(3)において準用する場合を含む。)を「第二の二の1の(2)及び(3)」に、「同3の(1)から(3)まで」を「同3の(1)及び(2)」に改める。

第五の二の2の(1)中「第二の二の3の看護研修改善計画」を「第二の二の3の(1)の看護研修改善計画」に、「第二の二の3の介護研修改善計画」を「第二の二の3の(1)の介護研修改善計画」に改める。

第五の二の2の(2)を次のように改める。

(2) 定期報告

イ 特例受入れ機関は、特例受入れ施設の要件の遵守状況及び労働契約の要件の遵守状況について、別表第一又は別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれこれらの別表の下欄に掲げる年度の一月一日現在で取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告するものとする。

ロ 特例受入れ機関は、受け入れている各特例フイリピン人看護師候補者等の研修の実施状況について、別表第一又は別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれこれらの別表の下欄に掲げる年度の十月一日現在で取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告するものとする。

第五の二の2の(3)を次のように改める。

二 特例受入れ機関は、受け入れている特例フイリピン人看護師候補者等について、別表第一又は別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれこれらの別表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験又は介護福祉士国家試験の合格の結果を把握し、速やかに受入れ調整機関に報告するものとする。

第五の二中「報告を徴収し」を「報告の提出を求め」に改める。  
第六の次に別表として次の二表を加える。

別表第一(第一の三、第二の一、第五の一関係)

区分	年度
特例フイリピン人第一陣看護師候補者	平成二十四年度
特例フイリピン人第二陣看護師候補者	平成二十五年度
特例フイリピン人第三陣看護師候補者	平成二十六年年度
特例フイリピン人第四陣看護師候補者	平成二十七年年度
特例フイリピン人第五陣看護師候補者	平成二十八年度

別表第二(第一の三、第二の二、第五の一関係)

区分	年度
特例フイリピン人第一陣介護福祉士候補者	平成二十五年度
特例フイリピン人第二陣介護福祉士候補者	平成二十六年年度
特例フイリピン人第三陣介護福祉士候補者	平成二十七年年度
特例フイリピン人第四陣介護福祉士候補者	平成二十八年度

○厚生労働省告示第百十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二十三条の二の二十三第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器(平成十七年厚生労働省告示第百十二号)の一部を次のように改正する。  
平成二十八年三月三十日  
厚生労働大臣 塩崎 恭久  
別表第一に次のように加える。

九	測定器	自己検査による血液中のグルコースを測定すること。
1	自己検査用グルコース測定器	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。 1 日内再現性 2 日間再現性 3 システムの精確さ 4 ヘマトクリット値の評価
2	1 脳神経外科手術用ナビゲーションユニット 2 次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。 1 距離計測の測定精度 2 角度計測の測定精度	脳神経外科手術又は脳神経外科手術及び整形外科手術その他の外科手術において、位置情報を把握するために、位置検出器からの情報をコンソール上に表示すること。

別表第三の四十三の項中「T〇六〇〇一」を「T八〇六〇〇一」に、「同表五十三の項中「T〇六〇〇一」を「T七三三〇」に、「同表六百十の項中「T〇六〇〇一」を「T七三三二」に、「同表八百六十の項中「T〇六〇〇一」を「T八〇六〇〇一」に、「同表八百七十の項中「T〇六〇〇一」を「T七三三二」に改める。

○厚生労働省告示第百十九号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第十一条第一項の規定に基づき、蚊媒感染症に関する特定感染症予防指針(平成二十七年厚生労働省告示第百六十号)の一部を次のように改正する。  
平成二十八年三月三十日  
厚生労働大臣 塩崎 恭久

前文中「ワクチンや」を削り、「存在せず」の下に、「ワクチンも実用化に向けた研究開発が進められている段階であり」を、「蚊媒感染症である」の下に、「ジカウイルス感染症及び」を加え、「及びチクングニア熱」を、「ジカウイルス感染症及びチクングニア熱」に、「知られており、また」を、「知られている。また、平成二十七年には、インド、台湾等でデング熱の流行が、ブラジルを始めとする中南米地域でジカウイルス感染症の流行が報告されており」に改め、「増加傾向にあることから、輸入感染症例」を削り、「やチクングニア熱」を、「ジカウイルス感染症及びチクングニア熱」に改める。  
第二の三中「デング熱やチクングニア熱等」を削る。  
第四の二中「チクングニア熱」を「ジカウイルス感染症及びチクングニア熱」に改める。